二　河川管理施設等構造令の一部改正関係

1　用語の定義

「計画津波」、「計画津波水位」及び「津波区間」を定義することとした。（第二条関係）

2　堤防の高さ

津波区間の堤防の高さは、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとすることとした。（第二〇条関係）

3　津波の影響を著しく影響を受ける堤防に講ずべき措置（第二八条及び第三〇条関係）

㈠　津波の影響を著しく受ける堤防に、必要に応じ、護岸等の措置を講ずるものとすることとした。

㈡　計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例を、津波区間の堤防においても適用するものとすることとした。

4　可動堰（第四一条及び第四三条関係）

㈠　津波区間の可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、河川の両岸の堤防又は津波が生じないとした場合の計画堤防の高さを下回らないものとすることとした。

㈡　可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保する必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとすることとした。

5　計画津波水位の決定又は変更があった場合の適用の特例

河川管理施設等の工事の着手があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位の決定又は変更があった場合の適用の特例を、計画津波水位の決定又は変更があった場合においても適用するものとすることとした。（第七四条関係）

6　暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例

暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位についての特例を、同計画に定められた津波水位についても適用するものとすることとした。（第七五条関係）

三　この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年七月一一日）から施行するものとすることとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（環境省）

1　特定外来生物となる外来生物としてフィンレイソンリスの追加等をすることとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二五年九月一日から施行することとした。

政　令

水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十三号

水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年七月十一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十四号

河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令

内閣は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十三条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第十九条の二第二項、第二十九条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（河川法施行令の一部改正）

第一条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「高潮」を「津波、高潮」に改める。

第十条第一号中「洪水」の下に「、津波」を加え、同条第二号中「閉塞」を「閉塞」に改める。

第十三条中「第二十二条の二第六項」を「第二十二条の三第六項」に改める。

第十六条の七中「洪水」の下に「、津波」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該措置を講ずる者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第十六条の十一の次に次の二条を加える。

（河川協力団体の特例）

第十六条の十二　法第五十八条の八第一項の河川協力団体が法第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

（地方公共団体等の特例）

第十六条の十三　法第九十九条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

第五十四条の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に改め、「河川管理施設は、」の下に「関係地方公共団体に委託する場合にあつては」を加え、「委託をしようとする地方公共団体の区域に限られるものとする」を「当該関係地方公共団体の区域に限られるものとし、同項に規定する者であつて関係地方公共団体以外のものに委託する場合にあつては堤防、床止めその他その操作を伴わないものとする」に改める。

第五十七条の四中「第十六条の三、」の下に「第十六条の十三及び」を加える。

第五十七条の五第二号中「第十六条の十一第一項」の下に「、第十六条の十二、第十六条の十三」を加える。